平成２３年（フ）第７５７４号
埼玉県深谷市栄町９―38
債務者　澁澤　朝雄
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月２日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７５７９号
東京都世田谷区宇奈根２－２－５　ホスピア玉川、住民票上の住所東京都世田谷区松原１丁目11―31
債務者　池島喜代子
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７５８２号
東京都北区豊島３丁目13―３
債務者　千葉　艶子
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月２日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７５９６号
千葉県千葉市花見川区幕張本郷１丁目13―17―203
債務者　松島　英治
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７５９７号
東京都立川市一番町１丁目54―46
債務者　山本　時子
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月２日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７６００号
神奈川県藤沢市高倉589―８―101
債務者　木村　岳久
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月２日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７６０３号
東京都江戸川区東葛西５丁目52―10―101
債務者　小野寺　将
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月２日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７６０６号
東京都荒川区東尾久３丁目26―５―503
債務者　守安　直子
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７６２２号
東京都北区豊島３丁目17―８―202
債務者　西表　直之
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７６４４号
東京都葛飾区青戸３－３－２―105　大森方、住民票上の住所東京都足立区神明南１丁目４－６
債務者　藤田ひとみ
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月２日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７６５７号
東京都中野区中野５丁目３－４―103
債務者　永島　朋之
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７６７１号
東京都江戸川区松江２丁目12―５―203
債務者　上岡　和貴
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月２日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７６７２号
千葉県流山市向小金１丁目273―33　第６サンライズ
債務者　有馬俊一郎
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月２日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７６７３号
東京都品川区豊町１丁目７―25―105
債務者　川嶋はづき
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月２日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７６７４号
神奈川県川崎市多摩区栗谷４丁目10―17―201
債務者　笹野　秀雄
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部